

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	化製場等の設置の許可（魚介類鳥類等製造貯蔵施設に準用する場合を含む）		
根拠法令の名称・根拠条項	化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第3条第1項（第8条において準用する場合を含む）		
基準法令名	化製場等に関する法律 第4条（第8条において準用する場合を含む。） 大阪府化製場等に関する法律施行条例（昭和59年大阪府条例第41号）第9条において準用する別表第1		
審査基準	化製場等に関する法律第4条（第8条において準用する場合を含む。）に適合していること 大阪府化製場等に関する法律施行条例第9条において準用する別表第1に適合していること。		
標準処理期間	文書が提出先に到達した日の翌日から15日間 ただし、次の期間は含まれない。 (1) 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日 (2) 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間、申請者自らが申請内容を変更するために要する期間等		
所管部室課名	健康医療部衛生管理課		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	健康医療部衛生管理課	15日間
	審議機関		
	経由機関		
	協議機関		
備考			
最終改正年月日	令和2年4月1日		

参考

[根拠法令]

《化製場等に関する法律》

第3条 化製場又は死亡獣畜取扱場を設けようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

第8条 第2条第1項及び第3条から前条までの規定は、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造及びその製造の施設並びに獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場又はこれに類する施設に供給するためにするこれらの物の貯蔵及びその貯蔵の施設に準用する。

[基準法令]

《化製場等に関する法律》

第2条 獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料とする皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造は、化製場以外の施設で、これを行ってはならない。

第3条 (略)

第4条 都道府県知事は、化製場若しくは死亡獣畜取扱場の設置の場所が次の各号の一に該当するとき又はその構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しないと認めるときは、前条第1項の許可を与えないことができる。ただし、この場合においては、都道府県知事は、理由を付した書面をもって、その旨を通知しなければならない。

- (1) 人家が密集してる場所
- (2) 飲料水が汚染されるおそれのある場所
- (3) その他都道府県知事が公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所として指定する場所

《大阪府化製場等に関する法律施行条例》

(化製場又は死亡獣畜取扱場の構造設備の基準)

第4条 法第4条の条例で定める公衆衛生上必要な基準は、別表第1の上欄に掲げる化製場又は死亡獣畜取扱場の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める要件を備えることとする。

(法第8条の施設の構造設備の基準)

第9条 法第8条に規定する製造の施設又は貯蔵の施設の構造設備の基準については、別表第1の規定(化製場に関する部分(貯蔵の施設にあつては、化製室に関する部分を除く。))に限る。)を準用する。この場合において、同表の規定中「化製室」とあるのは、「製造室」と読み替えるものとする。